

## 2020 年年末調整変更点について

2020 年度の年末調整について改正ポイントや変更点を簡単にご説明します。

## 1. 給与所得控除の引き下げ

一律 10 万円引き下げられます。年収 850 万円を超える場合は控除上限額 195 万円です。(給与所得控除は会社員の経費に代わるものです)

## 2. 基礎控除の変更

基礎控除は、全ての納税者に対して適用され、これまでは収入に関係なく、一律 38 万円が控除されていました。改正後は最大 48 万円に引上げですが年収に応じて減額となり所得金額 2500 万円を超えると 0 円です。

合計所得金額 (給与だけの場合は年収- 給与所得控除)	基礎控除額	
	改正前	改正後
2400 万円以下	38 万円	48 万円
2400 万円超 2450 万円以下		32 万円
2450 万円超 2500 万円以下		16 万円
2500 万円超		0

※給与年収 850 万円までは上記 1 と 2 で相殺されプラスマイナス 0 となります。  
年収 850 万円をこえると所得税の増税です。

## 3. 所得金額調整控除の創設～高年収者向けの給与所得控除の追加措置～

適用者: 年収 850 万円を超える人

適用条件(いずれかに該当)

- ・本人が特別障がい者である場合
- ・23 歳未満の扶養親族がいる場合
- ・特別障がい者である同一生計配偶者または扶養親族がいる場合

## 3. ひとり親控除の新設・寡婦控除の見直し 受ける人の所得は 500 万円以下

控除の概要	ひとり親控除(35 万)	寡婦控除(27 万)
性別	男女問わず	女性のみ
結婚歴の有無	問わず	あり
扶養対象	生計を一にする子供	要件: 離婚 子供以外の扶養親族 要件: 死別 扶養親族不要

[年末調整についての資料が税務署から送付されています。年末調整のご案内を差し上げている顧問先の皆様には 11 月半ば頃にご案内をお送りいたします]